

社会科学履修細則

I 一般的事項

- 1) 科目履修に関する基本的事項は、学則、社会学部規程、学科履修細則、学科共通履修細則及び教職課程・学芸員・社会教育主事の資格取得に関する規程等に掲げられている。
これらを熟読の上、以下に述べる諸項目や時間割作成の手引き・シラバスを参考にして、履修科目を決定すること。
- 2) 同一時限に同時に開講されている科目は、重複して履修することができない。
- 3) 授業科目のうちで、A、B、C等の区別のあるものは、そのいずれか一つを選択履修することができる。
- 4) 各学期の履修上限単位数は追手門学院大学履修登録に関する取扱基準に定める。
なお、「卒業論文・卒業研究」は春学期の履修制限単位数に含まれる。
- 5) 履修登録を所定の方法に従って、指定の期日までに行うこと。

II 共通教育科目

- 1 ファウンデーション科目群(初年次科目)
 - 1) 「日本語表現」は、1年次に履修することが望ましい。
 - 2) 「数的処理入門」は、1年次に履修することが望ましい。
- 2 ファウンデーション科目群(外国言語科目)
 - 1) 「総合英語1」「総合英語2」「Online English Seminar 1」「Online English Seminar 2」を必修とする(外国人特別学生、外国人留学生及び帰国生徒のうち指定された者を除く)。
 - 2) 外国人特別学生、外国人留学生及び帰国生徒のうち指定された学生は、日本語から4単位以上を修得しなければならない。
 - 3) 外国人特別学生、外国人留学生及び帰国生徒のうち指定された学生は、「日本語読解中級1」「日本語読解中級2」及び「日本語聴解中級1」「日本語聴解中級2」を1年次に、「日本語読解上級1」「日本語読解上級2」及び「日本語聴解上級1」「日本語聴解上級2」を2年次に履修することが望ましい。
- 3 リベラルアーツ・サイエンス科目群
 - 1) 8単位以上を修得しなければならない。
- 4 主体的学び科目群
 - 1) 「追手門アイデンティティ」は、1年次に履修することが望ましい。
 - 2) 外国人特別学生、外国人留学生及び帰国生徒のうち指定された学生は、「日本事情1」「日本事情2」を必修とする。

III 学科科目

- 1) 社会科学における学科科目は、必修科目、選択必修科目及び選択科目に分かれる。また、学科科目には、学年指定のある科目があるので、社会学部規程を参照し、所定の方法により単位を修得しなければならない。
 - 2) 社会科学が開設する学科科目については、70単位以上を修得しなければならない。
- 1 主体的研究科目群
 - 1) 演習科目のうち、「基礎演習1」「基礎演習2」「専門演習1」「専門演習2」「卒論演習1」「卒論演習2」は必修科目とする。原則として、指定された年次に履修し、12単位修得しなければならない。
 - 2) 「専門演習1」及び「専門演習2」を履修するためには、「基礎演習1」又は「基礎演習2」のいずれかの単位を修得していなければならない。ただし、この要件を満たしていないことにつき、やむを得ない事情があったと学部会議が認めた場合には、この限りではない。
 - 3) 演習科目のうち、「社会学入門演習1」「社会学入門演習2」は選択科目とし、1年次に履修することが望ましい。
 - 4) 卒業研究に関する事項については、IV卒業論文・卒業研究に定める。
 - 2 学部共通科目群・専攻科目群
 - 1) 学部共通科目群と専攻科目群は選択必修科目とし、52単位以上修得しなければならない。
 - 2) 学部共通科目群には、学部コア科目と学部教養科目がある。

- 3) 学部コア科目のうち、「現代社会学基礎」「社会文化デザイン基礎」「社会問題基礎」「社会調査基礎」「データ分析基礎」は 1 年次に履修することが望ましい。
- 4) 専攻科目群には、社会学専攻(現代社会学コース科目、社会文化デザインコース科目、社会問題コース科目)とスポーツ文化学専攻(コース共通科目、スポーツ文化デザインコース科目、地域・健康スポーツコース科目、スポーツキャリアコース科目)がある。
- 5) スポーツ文化学専攻のコース共通「スポーツ文化概論1」「スポーツ文化概論2」については、スポーツ文化学専攻の学生は 1 年次履修することが望ましい。
- 6) 社会学専攻の学生は、学部共通科目群および専攻科目群の社会学専攻から 40 単位修得しなければならない。
- 7) スポーツ文化学専攻の学生は、学部共通科目群および専攻科目群の社会学専攻から 30 単位、スポーツ文化学専攻から 22 単位修得しなければならない。
- 8) 「多変量解析法」を履修するためには、次の条件を充足していなければならない。
 - (A) 「社会調査基礎」及び「社会調査法」の単位を修得していること。
 - (B) 「データ分析基礎」及び「量的調査法」の単位を修得していること。
- 9) 「質的調査法」を履修するためには、次の条件を充足していなければならない。
 - (A) 「社会調査基礎」及び「社会調査法」の単位を修得していること。
 - (B) 「データ分析基礎」の単位を修得していること。
- 10) 「社会調査演習1」及び「社会調査演習2」を履修するためには、次の条件を充足していなければならない。
 - (A) 「社会調査基礎」及び「社会調査法」の単位を修得していること。
 - (B) 「データ分析基礎」及び「量的調査法」の単位を修得していること。
 - (C) 「多変量解析法」又は「質的調査法」のいずれかの単位を修得していること。

3 関連科目群

- 1) 関連科目群は選択科目とし、国際科目と関連科目がある。
- 2) 国際科目については、大学が認めた留学生のみ履修できる。

IV 卒業論文・卒業研究

- 1) 「卒業論文・卒業研究」は、必修科目 6 単位とする。社会学科第 4 年次に在学する者は、担当教員の指導のもとに、所定の手続を経て、所定の期日までに「卒業論文・卒業研究」の成果物を提出しなければならない。
- 2) 「卒業論文・卒業研究」の成果物は、卒業論文または卒業制作とする。
- 3) 卒業論文は、A4 判の用紙を用い、400 字 30 枚以上(ワープロの場合は、1200 字(40 字×30 行)10 枚以上)とする。
- 4) 卒業制作は、個人製作または共同製作もしくは共同研究とする。共同製作及び共同研究は、個人の貢献度が明確に把握でき、評価が個人単位で可能な場合に限る。
- 5) 「卒業論文・卒業研究」の成果物は、12 月 15 日までに教務課が指定する方法で提出しなければならない。

なお、期日に遅れた者は受理しない。ただし、病気その他やむを得ない事情により期日までに提出できない者は、その理由を証する書面を添えて 12 月 15 日までに願ひ出た場合に限り、1 月 10 日を提出限度として延期を許可することがある。
- 6) 「卒業論文・卒業研究」の審査は口頭試問及び提出物の審査とし、複数の教員が担当する。
- 7) 「卒業論文・卒業研究」の審査に不合格の場合、あるいは提出しなかった場合には、次年度の春学期に提出することができる。この場合には、6 月 15 日までに「卒業論文・卒業研究」の成果物を教務課が指定する方法で提出しなければならない。なお、期日に遅れた者は受理しない。ただし、病気その他やむを得ない事情により期日までに提出できない者は、その理由を証する書面を添えて 6 月 15 日までに願ひ出た場合に限り、7 月 10 日を提出限度として延期を許可することがある。